

第 220 回統計委員会 議事録

1 日 時 令和 7 年 8 月 26 日（火） 14:59～16:31

2 場 所 総務省第二庁舎 7 階大会議室及び Web 会議

3 出席者

【委 員】

椿 広計、津谷 典子、會田 雅人、清原 慶子、佐藤 香、菅 幹雄、樫 浩一、
福田 慎一、松村 圭一

【臨時委員】

宇南山 卓、小西 葉子、清水 千弘、牧野 好洋、山澤 成康、

【幹事等】

総務省政策統括官（統計制度担当）、総務省統計局総務課長、
内閣府経済社会総合研究所次長、内閣府大臣官房政策立案総括審議官、
農林水産省大臣官房統計部統計部長、経済産業省大臣官房調査統計グループ長、
日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局（総務省）】

統計委員会担当室：谷本室長、赤谷次長

政策統括官（統計制度担当）：阿南総務省大臣官房審議官
植松統計企画管理官

4 議 事

- (1) 諮問第193号の答申「経済産業省生産動態統計調査の変更について」
- (2) 諮問第195号の答申「小売物価統計調査の変更について」
- (3) 諮問第197号「疾病、傷害及び死因の統計分類の変更について」
- (4) 諮問第198号「令和 4 年就業構造基本調査及び令和 5 年住宅・土地統計調査に係る匿名データの作成について」
- (5) 部会の審議状況について

5 議事録

○椿委員長 それでは、ほぼ定刻となりましたので、ただ今から第220回統計委員会を開催いたします。本日は久我委員、富田委員、二村委員及び白塚委員が御欠席です。

注）白塚委員は、出席予定だったが、事務局側の不手際により欠席となった。

本日の議事は議事次第のとおり、答申、諮問などを予定しております。また、会議の時

間を短くするため事務局による資料の説明は省略とさせていただきます。

○谷本総務省統計委員会担当室長 本日もいつもと同じですが、事務局にてウェブ画面上に資料を投影いたします。つきましては、委員の方々、説明者及び質疑対応の方々等におかれましては、御発言の際には必ず資料名、ページ番号を冒頭にお示しいただくようお願いいたします。また、御質問される方、御回答される方双方におかれましても、御発言の際には、冒頭、御自身のお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。スムーズな委員会運営に向け、何とぞ御理解のほどよろしくお願いいたします。

○樫委員長 それでは、議事に入らせていただきます。諮問第193号「経済産業省生産動態統計調査の変更」の答申案につきまして、産業統計部会部会長の樋先生から御説明よろしくをお願いいたします。

○樋委員 樋です。それでは、経済産業省生産動態統計調査の変更に関する答申案について報告をいたします。

本件につきましては、5月の統計委員会で諮問された後、3回にわたる部会審議を経て、本日お示ししている答申案を取りまとめました。6月以降の委員会において、その都度、議論を終えた部分の取りまとめの方向性について御報告しておりますので、この場では、答申案のポイントを簡潔に御報告したいと思います。

それでは、資料の1を御覧ください。まず、1ページ目にあります1 本調査計画の変更の(1)承認の適否ですが、全体的な結論としては、今回の変更について承認して差し支えないと判断いたしました。ただし、今後の課題として調査実施者に対応を求めている事項があります。これについては、最後に御報告したいと思います。

次に、個々の変更事項について、(2)理由等の部分で順に記載しておりますので、それに沿って御説明いたします。

まず、1ページ目のア 集計事項の変更について御説明いたします。本調査はこれまで、速報、確報、年報で異なる公表様式を使用しておりましたが、今回利便性を高めるために、機械判読可能な形式で様式を統一させるということとし、併せて必要な調査計画の変更を行うこととしております。

これらについては、調査実施者における集計作業の効率化、正確性の向上に資するものであることから、おおむね適当としております。ただし、今回の公表様式の統一に伴い、前月比・前年同月比増減率等、一部の数値の公表が取りやめになることから、後ほど触れる今後の課題において、経済産業省より必要な対応を求めることとしております。

次に、2ページ目のイ 調査事項の変更について御説明をいたします。これは機械器具月報(その40)自動車(戦闘用自動車を除く)の調査票のうち、二輪自動車(モータースクーターを含む)に係る品目区分について見直しを行うものとなります。詳細は2ページの表2を御覧ください。

これにつきましては、関係法令の改正に伴い、報告者の意見を踏まえつつ見直すものであり、さらに、現行の経済産業省生産動態統計調査における統一基準を踏まえたものであることから、適当としております。

次に、2ページ目のウ 調査方法の変更について御説明いたします。これは調査計画に

記載されている調査票の提出方法のうち、「電磁的記録による提出」との記述を削除するものであります。これについては、近年オンラインによる回答が進んでおり、電磁的記録による提出の実態がないため、削除することに支障はないと考えることから、適当としております。

次に、2 ページ目の2 統一基準の見直しについて御説明をいたします。経済産業省は、本調査における調査事項の見直しを行う際の考え方を統一基準として定めております。統一基準は、調査計画で定めている内容と密接に関連しておりますため、本委員会において調査計画の変更についての審議が行われる際に、当該変更内容と併せ、統一基準の内容についても確認をしてきたという経緯があります。

また、統一基準は、本調査の調査計画の変更が統計委員会への諮問を要しない軽微な変更該当するかどうかを判断する上での選定基準としてこれまで運用されております。今回、経済産業省は統一基準について、現在の鉱工業の生産活動の実態に見合ったものとするため、3 ページから4 ページにある表3 のとおり見直すこととしており、部会においても、これまでの経緯を踏まえて内容を確認いたしました。

その結果、今回の統一基準の見直し内容は、調査内容となる産業の実態を踏まえたものであり、おおむね問題ないものとしております。ただし、一部の項目については部会での議論を踏まえて、4 ページ目にありますとおり、より適切な記載とすることが望ましいとしております。

また、統一基準の内容を踏まえつつ、今後の調査計画の変更の検討に当たり、行政上のニーズや結果の利活用の状況を十分に確認すること、調査票の見直しに当たっては、報告者の意見、要望を十分に確認することの2 点について留意することが望ましいとしております。

以上が今回の変更内容に関する部会としての評価になります。

次に、3 として、前回答申時の「今後の課題」及び「留意すべき事項」への対応状況をまとめております。まず、(1) として、前回答申時の今後の課題への対応についてであります。本調査では、前回答申において、5 ページにありますように、①から③の課題が指摘されておりました。このうち、②の後段部分にある母集団名簿の整備に関する課題以外については、令和3 年9 月に開催された第168 回統計委員会において、経済産業省から既に報告されており、いずれの項目についても適当と整理されております。

今回は残された母集団名簿の整備に関する課題について、5 ページ目にあります表4 のとおり、対応状況が報告されました。これについて、経済センサス-活動調査を用いた母集団名簿の整備については既に取組が進められており、今後、経済構造実態調査を活用した母集団名簿の整備を実施することから、対応は適当としております。

次に、(2) の留意すべき事項への対応状況についてであります。6 ページの表5 のとおり、前回答申において、民間事業者への適切な指導管理の実施、②都道府県への情報提供と調査結果の影響分析の2 点について指摘されており、それぞれについて対応状況について報告がありました。これについては、いずれも適切に対応していることから適当というふうにしております。

最後に4の今後の課題についてです。先ほど御説明した中でも触れましたが、今回の集計事項の変更に伴い、令和8年1月の速報の結果から、公表内容や集計事項の文言等が変更になります。そのため、令和7年12月末を目途に、利活用ツールファイルの一般提供や変更内容について事前に情報提供を行う等、結果の利活用に支障は生じないように、丁寧な対応を行うことを今後の課題として掲げております。

経済産業省生産動態統計調査の変更に関する答申案につきまして、私からの説明は以上です。

○樫委員長 御説明ありがとうございました。それでは、ただ今の部会長、樋先生の説明につきまして、何か御質問などあればよろしくお願い申し上げます。特にありませんか。

それでは、私の方で取りまとめたいと存じます。ただ今の部会長からも報告ありましたとおり、今回の諮問では、集計事項の変更などの調査計画の内容や、統一基準の見直し、前回答申時の今後の課題につきまして、3回の部会の中で十分な議論が行われ、適切に整理いただいたものと拝察いたします。

答申案では、集計事項の変更に伴い、公表内容や集計事項の文言等が変更となることから、結果の利活用に支障が生じないように、丁寧な対応を行うこととの今後の課題が設けられたところです。

経済産業省におかれましては、利用者において、調査結果が適切に利活用できるよう十分な対応をよろしくお願い申し上げます。

それでは、答申案についてお諮りします。経済産業省生産動態統計調査の変更についての本委員会の答申は、資料1の案のとおりとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○樫委員長 どうもありがとうございます。それでは、答申案、資料1のとおりとさせていただきますと思います。部会長の樋先生をはじめ、産業統計部会に所属の委員の先生方、部会での御審議どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移ります。諮問第195号「小売物価統計調査の変更」の答申案につきまして、サービス統計・企業統計部会の部会長、菅先生から御説明よろしくお願い申し上げます。

○菅委員 それでは、小売物価統計調査の変更に関する答申案について御報告いたします。

本件につきましては6月の統計委員会で諮問された後、3回にわたる部会審議を経て、本日お示ししている答申案を取りまとめましたので、ポイントを簡潔に御報告いたします。

それでは、資料2を御覧ください。まず、1ページにあります、1 本調査計画の変更の（1）承認の適否ですが、全体的な結論としては、今回の変更について承認して差し支えないと判断いたしました。ただし、今後の課題として、今後、調査実施者に対応を求める事項があります。こちらは最後に御報告したいと思います。

次に、個々の変更事項について、（2）理由等の部分で順に記載しておりますので、それに沿って御説明いたします。まず、1ページのア 調査対象の範囲の変更の（ア）選定基準に基づく調査品目の変更等についてです。具体的な変更内容は図表1のとおり、調査品目の廃止等を計画しているものです。これにつきましては、①と④の調査品目の一部廃止

については、消費者物価指数の2025年基準改定に合わせた対応であり、把握の必要性が低下した調査品目等を廃止しているものであることから、適当としております。

なお、2ページの「ただし」以降にありますとおり、統計利用者に対する情報提供を丁寧に行う必要があることを、今後の課題として掲げることとしております。

次に、②のPOS情報の活用につきましては、前回答申時の今後の課題や、第Ⅳ期基本計画において指摘された課題を踏まえたものでありまして、また、統計調査員の業務負担の軽減に資するものであることから適当としております。なお、POS情報の活用拡大を進める必要があることを今後の課題として掲げることとしております。

最後に③の調査品目の名称変更につきましては、家計調査の収支項目分類に整合させるものであり、統計利用者の利便性向上に資するものであることから、適当としております。なお、調査品目の名称につきましては、引き続き、必要に応じて見直すことが望まれるとしております。

次に、2ページの（イ）品目の名称整理についてです。本調査の調査計画では、動向編の調査品目につきまして、家計調査の収支項目分類に準じた上位品目と詳細な品目名を表記している調査品目の2つの区分を記載しております。本申請では、このうち上位品目の区分を廃止することを計画するものです。詳しくは3ページの図表2を御覧ください。

これにつきましては、上位品目の区分を廃止することで調査の実施に影響が生じるものではないこと、そして、統計利用者の利活用上支障もないことから適当としております。ただし、家計調査の収支項目分類と本調査や消費者物価指数の品目との対応関係につきましては、引き続き統計利用者に対する情報提供を丁寧に行うことが望まれるとしております。

続きまして、3ページのイ 使用する統計基準等の記載の変更についてです。本調査の調査計画では、「10使用する統計基準等」の項目において、経済指標に関する統計基準が記載されております。このうち、「季節調整法の適用に当たっての統計基準」に関わる記述の一部として、現行では、「X-12-ARIMA」によって、季節調整を行う旨を記載しております。

今回、この季節調整プログラムを更新することに伴いまして、調査計画に記載しているプログラムの名称を図表3のとおり、「X-13ARIMA-SEATS」に変更することを計画するものです。これにつきましては、現在の季節調整用ソフトウェアの提供が既に終了していることを受けたものでありまして、季節調整の手法を変更するものではなく、公表値に及ぼす影響はないことから適当としております。

以上が今回の変更内容に関する部会としての評価になります。

次に、4ページの2 前回答申における「今後の課題」への対応状況についてです。図表4のとおり、前回答申において4つの課題が指摘されていまして、これらにつきましては、いずれも課題の趣旨に沿った取組がなされていること、現状を踏まえて検討を行った結果であることから適当としております。ただし、①POS情報等を活用する品目の拡大の検討と、②選定基準における品目の定義等の検討等につきましては、さきに御説明した内容に加えて、5ページに記載しておるとおり、ダイナミック・プライシング等への対応

について取組を後押しする趣旨にて、今後の課題として掲げることとしております。

また、④特売価格の実施状況の把握につきましては、経済構造の大きな変化があるときや災害等が発生したときなどにおける通常価格との乖離に注目しつつ、POSデータ等の代替情報の活用可能性も含めて、引き続き研究を進めることが望まれるとしております。

次に、5ページの3 本調査に関する第Ⅳ期基本計画への対応状況についてです。本調査につきましては、図表5のとおり、2つの検討課題が指摘されておりまして、それぞれの対応状況をお示ししております。これらにつきましては、1点目の消費者物価指数の精度向上に係る各種課題の検討につきましては、各種課題の検討が適時進められていることから、おおむね適当としております。ただし、消費者物価指数におきましては、帰属家賃のウェイトが大きいことから、その重要性に鑑みて、一層の精度向上に向けた検討を加速することが望まれること。また、統計法施行状況報告にて進捗状況を報告することが必要である旨を記載しております。

2点目のPOSデータの活用等につきましては、さきに御説明したとおりです。

最後に6ページの4 今後の課題についてです。これまでの説明の中で触れましたとおり、POS情報等の活用拡大についての検討の加速化と、調査品目に係る情報提供の充実の2点を今後の課題として掲げております。小売物価統計調査の変更に関する答申案につきまして、私からの説明は以上のとおりです。

○樫委員長 御説明ありがとうございました。

それでは、ただ今の部会長、菅先生の説明につきまして、何か御質問等あればよろしくお願い申し上げます。

※ 上記、注)の理由で欠席された白塚委員より後日書面でコメントが提出され、内容は以下のとおり。

POSデータの活用については今後5年間以内を目処に集中的に検討を進める必要がある。家賃調査には抜本的な見直しが早急に必要であり、検討のための体制整備を進める必要がある。

○樫委員長 福田先生、よろしくお願いします。

○福田委員 上位品目の廃止ということで御説明いただいて、私も特には異論があるわけではありません。上位品目、表の2はあくまでも例で、ほかにも上位品目があつて、それも全て廃止するという理解でよろしいですか。

○菅委員 そのとおりです。

○福田委員 上位品目と調査品目がある。私の理解はやはり上位品目というのはそんなに簡単には変更はありませんが、調査品目の方は5年に1回、それなりにフレキシブルに見直すのかなと理解していました。例えば今はその他パンで、あんパンとカレーパンのみですが、例えばメロンパンは入っていないわけですね。でも、メロンパンの需要が増えれば、調査品目で入って、下位品目では入ってきますが、上位品目のその他パンというのは変わらないというコンセプトなのかなとは理解していました。そういうのではなくても、実際に入れ替えるということであれば、そのまま出すという発想と理解してよろしいですか。

○菅委員 これは、調査の品目はこのレベルでもともとやっています。上位品目で調査しているわけではないということで、集計事項としては、おっしゃるとおり上位品目、調査品目というのを設定しているというのが私の理解でして、そのようでよろしいですか。

○森本総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 集計にも上位品目というのは使っておりませんので、この例で言いますと、家計調査が食パンとその他のパンとありまして、消費者物価指数で調査する品目を選定するときに、食パンは食パンに対応させて、その他のパンは家計調査のその他のパンというのはあんパンとカレーパンに分けます。そのときに、家計調査の何から来たのかというのを示すときに、上位品目としてその他のパンという形で示していましたが、それを調査計画の中に入れなくてもその対応表が別途あればいいだろうということで、今回その上位品目というものを廃止とさせていただく案を提示させていただいているものです。なので実際、毎回基準改定のとときとか、品目の追加、改廃については、このその他のパンに対応するものがメロンパンも入るのかとかあるいはカレーパンから入れ替わるとか、そういうのは適宜見直していくということは今後も続けていきたいと考えております。

○福田委員 ちょっと分からなかったのは、家計調査だとメロンパンを買っている人は、その他のパンでちゃんと記入しているのでしょうか。

○森本総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 そうです。

○福田委員 それは小売物価調査では調査しないという理解でよろしいですか。

○森本総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 そうです。その他のパンの価格の変動を代表するものとして、あんパンとカレーパンの2つの品目で現在は調査しているということです。

○福田委員 それは5年に1回の見直しのとときに家計調査の消費量に応じて、適宜見直しているという理解でよろしいでしょうか。

○森本総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 結果的には、あんパンとカレーパンを取り続けていますが、カレーパンの比率も変えておりますし、ここに載っていないもので追加するものがあれば検討させていただいております。

○福田委員 はい、結構です。

○樫委員長 どうもありがとうございました。ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、私の方で取りまとめさせていただきたいと思います。

ただ今、部会長の菅先生からも御報告がありましたとおり、今回の諮問では、調査品目の見直しなどの調査計画の変更、あるいは前回答申時の今後の課題について審議されましたが、3回の部会の中で十分な議論が行われ、適切に整理いただいたものと理解しております。

答申案では、POS情報などの活用拡大についての検討の加速化、それから調査品目に関わる情報提供の充実、この2点が今後の課題として挙げられております。

総務省におかれましては、引き続き、より丁寧な対応をお願いするとともに、よりよい統計の作成に向けた課題の検討につきましても、適切に取り組んでいただきますよう、よ

ろしくお願い申し上げます。

それでは、答申案についてお諮りいたします。

小売物価統計調査の変更についての本委員会の答申案は、資料2の案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○樫委員長 どうもありがとうございます。異議なしと認めます。それでは、答申案は資料2の案とさせていただきます。

部会長の菅先生をはじめサービス統計・企業統計部会所属の委員の先生方、部会での御審議どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移らせていただきます。諮問第197号「疾病、傷害及び死因の統計分類の変更」につきまして、総務省政策統括官室から御説明よろしくをお願い申し上げます。

○谷中総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室（統計基準・産業連関表・調査技術担当）統計審査官 統計審査官室の谷中と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、私ども総務省の方から、「疾病、傷害及び死因の統計分類」の変更に関する諮問の経緯等につきまして御説明し、その後、詳細な内容については、厚生労働省から説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料3-1の1ページ目の「諮問の概要」という資料を御覧ください。まず、「1」の（1）です。本分類は、公的統計を疾病、傷害及び死因別に表示する際に適用される、統計法に基づく統計基準です。

続いて（2）です。本分類は、WHOが定めております「ICD」と呼ばれる国際統計分類に準拠して作成・変更されており、これまでICDの改定等の際に大きな変更を6回実施しております。

続いて（3）です。現行の本分類は「ICD-10（2013年版）」に準拠したものであり、統計委員会の答申を経て、今から10年前の2015年に告示をされたものです。

次に、（4）です。本分類は、医学に関する高度に専門的な内容を含むため、従前より、厚生労働省の社会保障審議会において、専門家等による審議を経て改定案が答申された後、統計委員会に諮問するという流れを踏襲しており、今回も同様の手続を経て、諮問をさせていただくものです。

次に、「2」の諮問の理由です。今般、WHOで2019年に採択されました「ICD-11」が2022年1月に発効し、その際に、「少なくとも5年間の移行期間」を設けることとされ、2027年1月で発効から5年が経過することを踏まえ、これに合わせてこの日本の疾病分類についても変更するという事について、今回、統計委員会にお諮りをするものです。

なお、事前に関係府省に変更案について照会をしておりますが、異論はありませんでした。

続いて少し飛ばしまして、3ページ目の「変更スケジュール」を御覧ください。本年6月23日に厚生労働省の社会保障審議会で改定案が答申をされました。そして、本日ですが、統計委員会で諮問について御審議をいただいております。その後は、ここには記載してお

りませんが、統計基準部会において改定案について御審議をいただきまして、もし御了承いただけた場合には、統計委員会において答申案を御審議いただく、というような流れを想定しております。

なお、変更後の本分類の施行期日につきましては、令和9年（2027年）1月、告示はその1年前の来年1月頃を予定しています。

諮問の経緯、スケジュール等は以上です。

続いて諮問の詳細については、厚生労働省から説明いたします。

○清水厚生労働省政策統括官付参事官付国際分類情報管理室室長 それでは、先ほど総務省側から説明がありましたとおり、続きまして、厚生労働省の方から、疾病、傷害及び死因の統計分類の変更に関する諮問の内容について説明させていただきます。資料につきましては、先ほどと同じ3-1を用いて説明させていただきます。

2ページにお移りください。3 変更の概要と記載された場所の方から説明させていただきます。当該統計分類につきましては、3つの分類表から構成されております。基本分類表、疾病分類表、死因分類表となっております。これらを説明する前にまずはICD-11について簡単に説明させていただきます。

再度資料飛びまして、恐縮ですが、資料3-1の8ページの方にお移りください。ICD-11におきましては、1から25章、26章、V章、X章から構成されておまして、項目数は、3万以上となっております。26章は、サプリメントリーの伝統医学、V章は生活機能評価のための補助セクション、X章につきましては、エクステンションコードとなっております、これらはほかのコードと併せて用いることとなっております。

ICD-11は全て英語で記載されておりますので、適用するに当たってはまず、日本語にすることが必須であり、医学会に所属する医学の専門学会に依頼して和訳を進めておりました。このうち、1から25章に存在する項目は約1万7,000となっております、こちらが統計基準における集計に当たっての基本分類となります。この約1万7,000の基本分類から構成されるものを基本分類表と呼んでおります。

資料3-2の1及び2ページを御覧ください。少し分厚めの資料となっておりますが、ここに変更案と書いてあります。各分類表の説明がありまして、四角で囲まれたところに基本分類表、疾病分類表、死因分類表となっております。この1から25章の章につきまして、基本分類がそれぞれ幾つか当てはまっております。なお、26章、V章、X章につきましては、社会保障審議会のICD部会において議論されておりますが、新しく加わった概念であることと、これまでICD-10には存在しておりませんでした。また、今後の取扱いが流動的であるという可能性があるということなどの理由から、これらについては、統計基準にはまだ入れずに、1から25章のみを統計基準に入れようということで決定しております。これに加えて、疾病分類表、死因分類表も作成しております。

これらにつきましては、基本分類1万7,000を疾病分類表でしたら約150、死因分類表でしたら約130のグループにグルーピングしたものとなっております。

こちらを見ていただくと分かりますが、資料3-2の1ページの方にあります。例えば、1章、特定の感染症又は寄生虫症とありますが、これについて基本分類は988、約1,000あ

ります。該当する疾病分類が8個あります。これは約1,000個の基本分類が8つのグループである疾病分類のどれかに該当します。該当する死因分類は13個ありますが、これも同様に基本分類約1,000個のいずれかが13個のグループである死因分類のどれかに該当します。例として、ウイルス性肝炎という疾病分類がありますが、A型肝炎、B型肝炎、D型肝炎、急性、慢性等がウイルス性肝炎という疾病分類に該当します。

肺炎という疾病分類もありますが、これにつきましては、基本分類にある細菌性のウイルス肺炎ですとか、ウイルス性肺炎、真菌性肺炎、またその他不明の肺炎等が該当します。これらの疾病分類表、死因分類表というものにつきましては、我が国における死因や疾病の状況を概括するためのものであります。各種統計調査、ICDを使っている各種統計調査がありますが、これらの結果が公表される際には、報道や記事等では、このような疾病分類表、死因分類表の数値も引用されることが多いというふうに理解しております。

これらにつきましては、資料3-1の11ページの方に概観の方を示しております。

死因分類表は死亡関係の統計、例えば人口動態統計などですが、疾病分類表は、疾病関係の統計、患者調査等に用いられております。これらを作成する際には、ICD-11の構造、WHOが作成している類似のグルーピングによって作成された疾病製表用リスト、死亡製表用リスト、タブレーションリストと言いますが、また、社会的影響等を踏まえて総合判断として作らせていただいております。

最後になりますが、これらの和訳、分類表の作成プロセスにつきましては、社会保障審議会のICD部会、こちらは医師会や日本歯科医師会、日本医学会の医学用語管理委員会の代表等に入っております部会です。またICD委員会、こちらは、医学に関連する専門30以上の学会の方々に御協力をいただいて委員として入っております。合意の上、作成していただいた上で、更にパブコメを実施した上で取りまとめております。

私からの説明は以上となります。

○樫委員長 御説明ありがとうございました。本件は統計基準部会に付託し、詳細につきましては、同部会で審議いただくことといたします。なお、本調査の審議のために、資料3-3というものが資料3の下にあると思いますが、この資料3-3にあるとおり、津谷委員及び康永専門委員に当部会での審議に参加していただくことといたします。

それでは、ただ今の総務省、厚生労働省の説明につきまして、何か質問等あれば、よろしく願い申し上げます。福田先生。

○福田委員 国際的に比較可能な形で解決するというのは是非やっていただきたいと思いますが、これは、日本はスピード感としてはほかの国と比べてどの程度なのか、例えば5年以内ということであれば、令和9年がリミットという感じかもしれませんが、どういうスピード感として理解すればいいのかということ、簡単に教えていただければと思います。

○清水厚生労働省政策統括官付参事官付国際分類情報管理室室長 厚生労働省から説明させていただきます。正確に言うと、最低5年の移行期間ですので、2027年1月まではどの国も導入してデータを提出していないことになります。2022年に発効されて最低5年の猶予期間ということは、2027年から徐々に導入されていくということが予想されますので、

まだ、猶予期間最中でありますので、ＩＣＤ－１１を用いたデータ提出につきましては、一般論としてほかの国では実施されていないというふうに理解しております。どのぐらいの位置かというのはなかなか難しいですが、２０２７年に導入されていけば、ＷＨＯの方にも多分情報は入ってくると思いますので、そこはそういった形で分かってくるかと思っております。

○福田委員　ありがとうございます。

○樫委員長　どうもありがとうございました。ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、私の方からコメントをさせていただきます。

疾病、傷害及びに死因の統計分類は、統計法に基づく統計基準の一つでもありまして、人口動態統計あるいは患者統計といった基幹統計を作成する非常に重要な基盤となるものです。

今回の変更は、世界保健機関（ＷＨＯ）においてＩＣＤ－１１という、かなり全面的な改定に近い非常に大きな改定ですが、これが採択されたことを受けて、公的統計の国際比較の観点から、引き続きＩＣＤとの整合性を図るべく対応するものです。

部会長の菅先生をはじめとして、統計基準部会に所属の委員の先生方、是非審議のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、次の議事に移らせていただきます。諮問第１９８号「令和４年就業構造基本調査及び令和５年住宅・土地統計調査に係る匿名データの作成」につきまして、総務省統計局から御説明よろしくお願い申し上げます。

○山本総務省統計局統計調査部調査企画課長　総務省統計局で調査企画課長をしております山本です。諮問第１９８号の概要について御説明をさせていただきます。

資料４－１の１ページを御覧ください。こちらは匿名データを諮問させていただきます際に毎回見ていただいております内容であり、匿名データの作成・提供について、これまでの決定の内容を御紹介しているものです。

御承知のとおりの内容ですが、基本計画におきまして、第Ⅲ期のところで匿名データについて、統計研究研修所の支援を受け、早期の提供、また、第Ⅳ期の計画のとおり、提供する統計調査の種類や年次の追加等を行うとされているところです。

続きまして、２つ目の箱ですが、これを踏まえまして、提供早期化に資する取組ということでありまして、昨年９月の統計委員会におきまして、統計法第３５条第２項の規定に基づく審議について御決定をいただいているところです。

今回の匿名データの作成・提供に当たりましては、この新しい本基準に基づきまして、作業を進めてきたところです。

２ページを御覧ください。今回の匿名データの作成対象です。諮問の準備が整いました以下の２調査について、年次追加をしたいと存じます。１つ目は就業構造基本調査、これまで６回分作成済みであり、今回直近の令和４年を年次追加いたします。作成・提供時期につきましては、令和８年度前半を予定しております。

２つ目は住宅・土地統計調査について、こちらも同様にこれまで６回分を作成済みであ

り、今回直近の令和5年を年次追加いたします。作成・提供時期は令和8年度後半を予定しております。

続いて匿名データの作成方法の概要です。1つ目のポツですが、こちらは、昨年9月の匿名化処理基準に沿いまして、必要な匿名措置を実施しているところであり、2つ目のポツですが、各調査における新規の調査事項につきましては、処理基準や、類似の調査事項の取扱いを踏まえまして、必要に応じて匿名化措置を実施しているところです。

続いて今回の匿名処理の検証結果についてです。統計研究研修所におきまして、処理基準に沿って匿名化処理の妥当性に関する検証を実施いたしまして、匿名性が確保できていることを匿名データ有識者会議で御審議いただき、御確認をいただいたところです。

次の3ページを御覧いただければと存じます。就業構造基本調査につきましては、ワーキンググループを2回、有識者会議を1回、同様に住宅・土地統計調査につきましては、ワーキンググループを2回、有識者会議を1回開催して御審議をいただきました。有識者会議の構成員につきましては、資料に記載のとおりです。

続きまして、4ページを御覧ください。こちらから、匿名データの作成に係ります前回調査との匿名措置の主な変更点につきまして、御説明いたします。

まず、就業構造基本調査についてです。1つ目のポツですが、調査事項の見直しによりまして、選択肢から記述式への変更などに伴い、匿名化措置を行っております。

1つ目の表を御覧ください。1つ目の段ですが、「おもな仕事の1週間の就業時間」につきまして、平成29年調査では12区分の選択式であり、そのまま提供していたところですが、令和4年調査では1時間単位の自由記述式となりまして、調査票情報がより詳細となっております。

そのため、匿名データにつきましては、1つ目のポツですが、提供する地域ごとに上限・下限値によりトップ・ボトムコーディング、いわゆる上限値以下下限値以上でまとめる匿名化措置を行っているところです。

続きまして、2つ目のポツですが、「副業の就業時間」と、この「おもな仕事の就業時間」との組合せにより、特定のおそれがある長時間労働につきましては、世帯人員を含めまして、世帯を削除しております。

続きまして、2段目、今回、新規の調査事項であります副業の就業時間につきましても、先ほど御説明をいたしました、「おもな仕事の就業時間」と同様の匿名化措置を行っているところです。

続きまして、2つ目のポツです。新たな処理基準に沿いまして、有効性を考慮いたしまして、リコーディングの見直しを行っております。

2つ目の表を御覧ください。「勤め先・業主などの事業の内容」につきまして、平成29年調査では、主に構成割合の小さい区分について、他の区分とリコーディングを行っていましたが、令和4年調査では、今回の新たな処理基準に沿いまして、匿名化せずにそのまま提供できるデータの範囲を前回より広げております。

令和4年調査では、1つ目のポツですが、関連する調査事項との組合せを確認した上で、特定のおそれがある区分につきましては、最低限、他の区分とのリコーディングした上で、

2つ目のポツですが、十分な度数が認められる区分につきましては、リコーディングの見直しを行っているところです。

以上が就業構造基本調査についてです。

5 ページを御覧ください。住宅・土地統計調査につきましては、匿名化措置の変更点の御説明をする前に、まず、調査内容の見直しにつきまして、御紹介をさせていただきたいと存じます。参考のところです、前回調査から今回調査の見直しの概要といたしまして、同居世帯及び住宅以外の建物、住宅以外の建物と申しますと、この米印に書いておりますが、高齢者居住施設や会社や学校の寮などです。住宅以外の建物に居住する世帯について、調査票の配布対象の変更などを行っております。

詳細ですが、1つ目の表を御覧ください。住宅に居住する世帯につきましては、1つ目のポツです。主世帯に同居世帯の有無を確認し、同居世帯があった場合には同居世帯にも追加で調査票を配布ということで、主世帯、同居世帯ごとに調査票を配布しておりましたが、令和5年調査におきましては、主世帯のみに調査票を配布し、同居世帯に関する最小限の事項を主世帯から把握をするという形に変更しております。

また、1つ目の表の2つ目の段ですが、住宅以外の建物に居住する世帯につきましては、世帯の種類に応じて必要な枚数の調査票配布を平成30年調査においてしておりましたが、令和5年調査においては、建物全体に対して1枚の調査票を配布するということに変更しております。中ほどの矢印のところですが、こうした調査内容の見直しに応じまして、提供する匿名データのレコード構成が変更となっております。

2つ目の表ですが、住宅に居住する世帯につきましては、平成30年調査では、主世帯、同居世帯ともに1世帯、1レコードでしたが、令和5年調査では、主世帯は1世帯、1レコードと変わりありませんが、2つ目のポツの括弧書きのところですが、仮に住宅内に同居世帯が複数ある場合は合算をされた上で、同居世帯は1住宅、1レコードとなっております。また、住宅以外の建物に居住する世帯については、世帯ごとの1レコードから建物ごとに1レコードと変更となっております。

最後に6 ページを御覧ください。こうした改正内容を踏まえまして、住宅・土地統計調査に関する匿名化措置の変更点についてです。

1つ目のポツですが、調査方法の見直しに伴いまして、先ほど御説明しましたとおり世帯を通じて把握をします同居世帯に関するこの新規の調査事項について、匿名化措置を行っております。

1つ目の表です。この表を縦に御覧いただきまして、まず住宅に居住する世帯についてです。1つ目の調査事項、「同居世帯の世帯人員の合計」につきましては、度数の分布状況を見て、表にありますとおり、上限値によるトップコーディングという匿名化措置を行っておるところです。残り、下2つの調査事項につきましても、1つ目の調査事項と併せた同様の匿名化措置を行っております。

表の右側です。住宅以外の建物に居住する世帯についてです。こちらは住宅に比べまして、建物別には非常に度数が少なく、建物の規模の情報により特定のおそれがありますので、この「同居世帯の世帯人員の合計」のところですが、1人から4人、5人から9人、

10人から19人といった階級区分を設けて、建物の種類別にリコーディングしております。続きまして、下の欄、「うち65歳以上の世帯人員」についても同様のリコーディングをしております。「同居世帯の世帯数」につきましては、度数の分布状況を見まして、上限値によるトップコーディングをしております。

最後2つ目のポツですが、居住室の新規事項についてです。こちらは表にありますとおり新規調査事項として2項目、「うち同居世帯が使用する室数の合計」、それから、「うち同居世帯が使用する居住室の畳数」があります。こちらは度数の分布状況を見まして、ポツのところですが、類似の調査事項である住宅や建物全体の「室数の合計」や「居住室の畳数」と同様の匿名化措置ということで、以下の表のとおり匿名化措置を行っております。

御説明は以上です。よろしくお願い申し上げます。

○樫委員長 御説明ありがとうございます。この議事は御説明がありましたとおり、匿名データの作成に係る匿名化処理基準に沿って行うものと認められます。このため、本委員会の決定文書、「統計法第35条第2項の規定に基づく審議について」の1の(2)の規定によりまして、統計制度部会への付託は行わず、直接本委員会によって御議論いただこうと考えます。

私と事務局で相談し、答申案を作成いたしましたので、事務局より御説明よろしく願いいたします。

○赤谷総務省統計委員会担当室次長 事務局です。今、委員長からもコメントがありまして、統計委員会決定であります「統計法第35条第2項の規定に基づく議論について」につきましては、昨年、令和6年9月26日に改正がなされておまして、これまで統計委員会における審議や、統計研究研修所における支援の実績等を踏まえて作成されました統計データの作成に係る匿名化処理基準に沿って行うものと認められる場合、また、調査事項に追加または変更がある場合、統計研修所における検証結果に基づいて、原則として統計制度部会への付託を行わず、統計委員会において審議を行うものとされておりますので、その内容につきまして、4-3の答申案を作成しているというところです。

計画の適否については、ここにも書いてありますとおり、調査回答者の匿名性及び学術研究や高等教育における有用性が確保されるものと認められるものから、この作成については適当であるというふうにしております。

理由等につきまして、まず、(1)本計画の概要につきましては、今、調査実施者の方から説明がありましたとおり、それぞれの調査の調査事項の変更内容につきまして、端的にまとめたという形になっております。これを踏まえて、次のページの(2)にいいますが、各調査事項の匿名化処理ということで、先ほど申し上げましたとおり、この匿名化処理基準のとおり匿名化処理がなされているということで、統計研究研修所において検証がされており、作成される匿名データの匿名性及び有用性が確保されることから、適当であるという結論としております。

簡単ではありますが、当方の説明は以上です。

○樫委員長 御説明ありがとうございます。それでは、先ほどの諮問の概要の説明と、ただ今の方針案の説明につきまして、何か質問等あれば、よろしくお願い申し上げます。

福田先生、よろしくお願いします。

○福田委員 基本的には今までのやり方を踏襲しているので、特に異論はありませんが、1点だけ確認させていただきたいのは、住宅・土地統計調査の情報として、どこの場所なのかというのは、本来、非常に大事な問題だと思います。例えば新宿区であっても若松町と新宿駅前では全然意味合いが違う情報だと思います。そこはもう分からない形で匿名化しているという理解でよろしいでしょうか、あるいはそれがわかるような工夫はありますか。

○山本総務省統計局統計調査部調査企画課長 個別の場所まではしておりませんで、都道府県別のデータとして、匿名データとして提供しております。

○福田委員 もう新宿区すら、東京都ということでは分からないということですか。

○山本総務省統計局統計調査部調査企画課長 47都道府県別ということです。これはこれまでの扱いと変わっているところではありません。

○福田委員 その統計によって重要な情報、要するに匿名データを使う重要性というのはいろいろ違うわけです。例えば前半部分、就業構造基本調査であれば、東京都だけで多分十分な情報だとは思いますが、例えば住宅・土地統計調査であれば、東京都のどこかという情報というのは分析者にとってはそれなりに大事だと個人的には思います。今までもそういうふうにやられてきたので、今回は別に特に問題だとは思いますが、統計調査の必要性といいますか、そういうニーズによってもう少し工夫していただくということを将来的には御検討いただけないかなという要望ですが、今回は別に反対ということではありません。

○赤谷総務省統計委員会担当室次長 貴重な御意見ありがとうございます。そこはまさに匿名性と識別可能性とのトレードオフの問題ということもありますし、また、分析者にとっては匿名データだけであって、その二次的利用の制度全体を通じて、どのメニューで、つまりその調査票情報の直接の提供を受けるとか、そういったことを含めて、どういう情報を使うかということもありますので、そういったことをメニュー全てでもって考えてどのメニューを選択するか。匿名データに関しては、この匿名化処理基準に沿ってどのように匿名化処理をするかというところを考える必要あると思いますので、より大きなメニュー間でどういう選択をするかということをご想定するものと考えております。

○樫委員長 どうもありがとうございます。清原先生、手が挙がっております。清原先生、よろしくお願いします。

○清原委員 ありがとうございます。清原です。匿名データ作成を所管する統計制度部会長として、今回の答申案に賛同いたします。

樫委員長が言われましたように、新しい基準にのっとって丁寧に統計研究研修所での検証をしていただいております。併せて、前回の調査と調査方法の見直しがあったことから、それに対応して、匿名データ化をする際にきめ細かく配慮していただいたと思っています。

先ほど福田委員のおっしゃいましたように、どうしても匿名データ作成を優先いたしますと、その識別可能性を減らさなければいけないということです。この2つの調査、すなわち就業構造基本調査及び住宅・土地統計調査というのは、学識者だけではなく、民間で

もかなり関心の高い調査であることから、匿名化の在り方についてもきめ細かい対応が求められていると思います。

その辺を配慮しつつの今回の答申ですので、それを踏まえて、まずはデータ提供の早期化を図っていただきたいと思います。また、研究者や利用者からのレスポンスを踏まえながら、今後の匿名データ作成の在り方なども統計委員会で検討できればと思っています。

私としては、本答申案に賛成いたします。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○樫委員長 清原先生、どうもありがとうございました。ほかに何か御質問、コメント等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、取りまとめさせていただきます。匿名データの作成対象であります令和4年就業構造基本調査及び令和5年住宅・土地統計調査につきましては、匿名化処理基準の匿名化処理がそれぞれの調査の各調査事項に対応しているということを統計研究研修所で検証済みということでした。最新の匿名データが早期に提供されることは、利用者にとって有用なものと考えますので、今後も利用者ニーズに応えたよりよい匿名データが早期に提供されることを期待したいと思います。

また、福田委員からありましたが、このマイクロデータということに関しての提供については、非常にいろいろなバリエーションのある方法がある中で総括的に考えていただいて、今後もユーザーのニーズに応じていただければと思います。

それでは、答申案についてお諮りいたします。令和4年就業構造基本調査及び令和5年住宅・土地統計調査に係る匿名データの作成につきましてはの本委員会の答申は、資料4－3の案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○樫委員長 どうもありがとうございます。異議ないと認めます。答申案は資料4－3のとおりとさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移ります。「部会の審議状況について」です。

まず、産業統計部会での作物統計調査の変更に関する審議状況について、部会長の樋先生から御報告よろしく願い申し上げます。

○樋委員 樋です。それでは、作物統計調査の変更に関する部会での審議状況について報告いたします。

本件については、7月の統計委員会で諮問された後、部会を2回行いましたので、その概要などをまとめて報告をいたします。

資料5を御覧ください。水稻については変更事項が3点ありますが、まず1点目、作況指数の集計取りやめについてであります。作況指数の計算式やその分母に当たる平年単収の説明については、変更内容等の欄に記載してありますが、農林水産省は今回の申請に当たり、作況指数の集計を取りやめる理由について、大きく2点を挙げております。

1つ目は作況指数が30年というかなり長期にわたるトレンドとの比較であるために、近年の急激な気候変動などに伴う収量の状況を反映できておらず、それが、生産現場の実感とのかい離の原因になっているということ。2つ目は作況指数が10アールという単位面積

当たりの状況を示すものであるにもかかわらず、あたかも収穫量全体の多少を示したものと理解される場合が多く、農林水産省もその誤解の解消にこれまで努力をしてきたものの、なかなか解消に至らないということです。

このような背景を受けた部会の状況ですが、1回目においては、今年から取りやめるという緊急性などについて具体的に説明してほしいという質問のほか、作況指数を計算する際の分母と分子のいずれに問題があったのか、いわば議論の入り口に関わる質問が多かったと思います。

これを受けた2回目は、分母である平年単収に問題があったという説明がなされたほか、作況指数と前年比の動きの相違についてデータを示した説明がなされましたが、資料にも記載しておりますとおり、作況指数と前年比の比較だけで取りやめを判断するのではなく、原因を把握した上で改善、改良するべきではないかといったような慎重な意見も示されました。

一方で統計に問題があり、社会的な混乱を生むということであれば、速やかに取りやめるということについて理解できるという肯定的な御意見もありました。

また、2回目の部会での大きな論点は、作況指数の集計を取りやめた後の代替措置についてです。

農林水産省としては、変更事項の②にもつながりますが、毎年の収穫状況のデータについては、今回の変更により充実を図り、今後も引き続き提供する一方で、作況指数の取りやめに代わるような措置は特段考えていないということでした。

そのため、部会では3つ目の意見で記載しましたように、他の作物に関しては前年比較のほかに中期的な平均収穫量のデータが提供されている中で、我が国の最重要作物というべき米だけは前年比較しか提供されないことへの疑問が呈されたということです。

作況指数の取りやめについての審議状況は以上であり、まだ質疑が続いておりまして、答申の方向性についての議論はいたしておりません。取りやめの必要性、特に今年から取りやめる緊急性、それから、前年比だけではなく中期的な収穫量の情報提供の可否といったことが、次回の部会でも審議をされるのではないかと考えております。

この点につきまして、大規模な気象変化や災害がなければ、通常、収穫できるであろうと期待されるような単位面積当たりの収量は、単純な前年比較では分からないものですし、重要な情報です。部会のメンバーの関心も強いと感じております。

次に、②の主食用の収穫量として集計する米の大きさの基準見直しについてです。主食用の収穫量として集計するときの米の大きさの基準は、現在、1.7ミリ以上が全国统一基準とされております。しかし、生産現場では、米のブランド化ということともあいまって、1.8ミリ以上とか、1.9ミリ以上といった粒の大きな米のみを主食用として出荷する傾向があり、結果として、1.7ミリ基準の集計結果について、生産者の実感とかい離しているという意見も見られるところです。

こうしたことを踏まえ、今後は、1.7ミリだけではなく、都道府県ごとに最も多く用いられているふり目幅でも集計しようという変更です。従前の1.7ミリ基準の集計も、公表する際の名称を変えるものの、継続して集計される予定ですので、集計全体としては充実が

図られているという理解ができると思います。部会では、現在とは中身が違う集計事項に、現在ある項目名を使用することへの質問や、生産者のふるい目幅が将来的に変化する可能性があることから、データの統一性や継続性の観点からの質問が出ました。

なお、第2回目のところに記載した意見は、今回の変更を直接受けたものではなく、将来的なその調査方法の改善についてです。収穫量調査については、人工衛星データの更なる活用や、収量をリアルタイムで計測しているコンバインの導入を踏まえたデータ収集の効率化が、検討課題となっていますが、現在、職員や調査員による実測調査に依存している方法から、生産者から直接情報を得る方法の導入が検討されており、それらについての質問ということになります。

米の大きさの基準見直しについての審議状況は以上のとおりです。資料の裏のページに移りますが、③水稻の調査票で用いる「くず米」の呼称変更、それから、④ブロッコリーの指定野菜化に伴う集計の充実、それから、⑤茶の母集団情報作成の効率化については、部会では特段の異論、質問もありませんでしたので、いずれについても、適当と整理しております。

以上が1回目と2回目の部会の審議状況です。次回の部会では水稻について、①と②について引き続き審議を進めたいと考えております。

最後にこれは部会に諮ったものではなく、私の委員としての個人的な感想を少し述べさせていただきますと思います。今回の作物統計調査の変更は、初期のマスコミの論調は、米の不足は収穫量の統計が過大だからではないかというものが多かったように思います。しかし、8月5日の米の安定供給等実現関係閣僚会議では、米価高騰の主因は、需要の予測や精米歩留まり等の誤差だとされております。

作物統計調査の米の部分、玄米の収穫量を調べるものであり、精米の歩留まりや需要動向の把握といった問題は対象外です。米については、統計調査だけではなく、法令に基づく情報収集や業務統計など、様々な方法で情報が収集、分析されており、作物統計だけで分析、対応すべきものではないということを強く感じています。

2点目は、審議を行う上で、外部の状況が非常に流動的であることが悩ましいということです。作物統計の作況指数に使われる平年単収は、水稻の作柄に関する検討会で専門家の意見も聞きながら、農林水産省が作成したものを利用しておりますが、令和7年分は公表されたものの、今後の在り方については、ゼロベースで検討中ということで、来年以降どうなるか不明というのが現状です。

ほかにも、例えば直近で策定されている米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針では、令和7年から8年の需給見通しは、今後行う検証等を踏まえ、検討の上決定するとされており、作物統計の利用先としては重要な案件だと思いますが、ここで作物統計が果たすべき役割が、どのようなものになるかということは未確定という状況です。

さらに、4月に公表された食料・農業・農村基本計画では、水田政策の見直しがうたわれておりまして、このような外部要因の行方によって、作物統計が米の情報についてどのような役割を果たすべきかということも、変わってくるのではないかと感じております。個人的な感想が長くなって申し訳ありません。

私からは以上です。

○**樫委員長** 樫先生、部会の報告並びに委員としての意見表明、ありがとうございました。それでは、ただ今の御報告並びに御見解につきまして、何か御質問等あればよろしく願いたいします。福田先生。

○**福田委員** 単に公表に対する御質問ですが、ふるい目の基準が変わるということで、収量も変わってくるわけですが、前のふるい目のデータは過去のデータとしてはあるわけです。データの継続性がどういうふうに確保されるのか、要するに旧基準のふるい目のデータと段差ができるわけですが、仮に分析をしたいのであれば、段差がない方が統計利用者としては、ありがたいところはあるとは思いますが、その辺りはどういう形で公表されていくのかということの質問です。

○**樫委員** 古い1.7ミリという基準の数字はそのまま今後も集計をし続けるということで、ただ、変更の申請では、名称が変わるということなのです。そして、今の1.7ミリの基準のところでは使っている、収穫量（主食用）というような名称だったと思いますが、この名称は、今後は都道府県別に農家が使っているふるい目の集計に使うという変更になっていて、古い名称で、もともとある系列に使っていた名称が新しい系列に使われるようになるので、そこで混乱が生じるのではないかと質問があったということでもあります。

○**福田委員** そのような混乱が起こらないように、是非とも工夫をしていただければと思います。

○**樫委員長** データ自体は部会長から説明があったように、ある意味で集計項目が追加されるということですが、追加される名称と旧名称との関係性というところだと思います。ありがとうございます。ほかに御質問等々あればよろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、私からもコメントさせていただきます。

今回は様々な変更が予定されております。資料の2ページに記載された水稻以外の③から⑤については適当との結論が既に示され、次回の部会では1ページ目の①と②、これについて引き続き審議されると理解しました。まだやはり答申の方向性に関しては様々な議論があるということを拝察したところです。

特に作況指数の集計の取りやめについては、これまでの部会でも、相当な審議の時間を割いておられるようですが、今回の変更を理解を示す御意見がある一方で、まず作況指数の抱える統計技術的な課題、あるいは変更後において水稻に関する経年比較データが前年比較のみとなってしまうことへの懸念などにつきまして、引き続き意見が出ているように推察いたしましたところ。また、中長期的な作況は、一般的に生産の農家の生産の計画とか設備投資を考える上で、重要な情報ではないかと考えております。

今回の変更によって、調査実施者においては、年次ごとのデータの充実が図られると聞いているところですが、単純な前年比較では分からない、平均的な収量情報、これは分母情報が気候変動によってなかなか現在難しくなっているということで、分母情報をどうするかという問題が片づかないことは御説明があり、理解できることです。一方で、単純な前年比較とは少し違う、そうした情報をユーザーが活用できる形でどのように提供して

いくかということは、やはり今後も考えていかなければならない観点ではないかと推察します。

本件の審議について、調査実施者においては、引き続き米の重要性を踏まえつつ、客観的な説明、かつ前向きな対応に努めていただけたらと思います。部会長の樋先生をはじめ、産業統計部会に所属の先生方におかれましては、引き続き丁寧な審議、部会の方をよろしくお願い申し上げます。

それでは、次も部会の審議状況についてです。国民経済計算体系的整備部会での審議状況につきまして、部会長の福田先生から御報告よろしく願いいたします。

○福田委員 御報告させていただきます。7月23日に行われました、第41回国民経済計算体系的整備部会の審議状況について、資料6－1と資料の6－2に沿って御報告いたします。

第41回部会では、国民経済計算における2020年基準改定についてと、Q E 民間在庫変動の推計手法の改善(法人企業統計以外の基礎統計の利用)についての2つの議事について、審議いたしました。

まず、議題1の国民経済計算における2020年基準改定についてです。これはかなり大きな改定になりますが、資料の6－1を御覧いただければと思います。

2ページ目のとおり、まず、内閣府から2020年基準改定について、2025年末、もうすぐですが、めどに実施予定である旨の御報告がありました。また、基準改定で対応する内容について、構造統計の反映によるベンチマークの変更等や、部会でこれまで審議してきた基本計画を踏まえた対応を予定しているとの御説明がありました。

部会では、特にこの構造統計の反映によるベンチマークの変更等に関して、(1)産業連関表の取込み、(2)住宅・土地統計の取込み、(3)雇用者報酬の具体的な推計方法の3点について取り扱いました。まず1点目の産業連関表に関しては、3ページから5ページ目に沿って、2020年産業連関表を取り込むことと、その際、概念調整を行うことや、一部は内閣府で独自推計を行うことについての御説明がありました。その上で産業連関表や遡及年推計に用いる接続産業連関表の計数を比較し、GDPの水準が、情報通信業や不動産の総固定資本形成を中心に、一定程度上方改定され得ることや、過去の成長率の遡及推計に関するイメージについても、御紹介があったところです。

また、2点目の住宅・土地統計の取込みについては、6から7ページ目に沿って御説明がありました。民間最終消費支出のうち、住宅賃料と持ち家の帰属家賃の推計については、住宅・土地統計をベンチマークとして利用しており、今回の2020年基準改定では、直近の令和5年住宅・土地統計の結果を反映するというものです。その上で令和5年の結果に関して、家賃が上昇していること、持ち家の構造について、調査方法の変更によると見られる影響により非木造の比率が上昇していること、両者を掛け合わせた結果として推計値が一定程度上方改定され得ることの説明がありました。

最後に3点目の雇用者報酬の推計方法については、資料の8ページ目以降に沿って御説明がありました。雇用者報酬の大宗を占める賃金・俸給については、国勢統計や毎月勤労統計等を用いて推計を行っているところです。今回の基準改定での対応については、2020

年の国勢調査の結果を新たに取り込むとともに、毎月勤労統計のサンプル入替えやベンチマーク更新の影響については、従来の手法、考え方にに基づき、水準調整等を対応していくとのことです。

これらの御説明を受けて部会では、特に産業連関表の取込みと、住宅・土地統計の取込みを中心に議論いたしました。

議論の大きなポイントとしては、内閣府としては、これまでどおりの方法で基準改定を行うわけですが、結果的にはかなり大きなGDPの上方修正になり得るということで、私の理解ではそれに関するコメントが非常に多かったかと思います。

まず、基準改定全体に関わるものとして、過去の内閣府の対応と同様、そういう意味では説明責任として、試算値や分かりやすい説明資料を早期に公表するということが、ユーザーの利便性に資するものではないかという声がありました。これは、大幅な上方改定がされる可能性が高いので、やはり分かりやすい説明が必要だということだと思います。

また、かなり大きな変更が結果的には起こり得るということだったので、部会審議について、もう今年末にも公表するという一方で、なかなか修正が難しいということではありましたが、可能な限り早期に議論することでよりよい推計方法にできるのではないかと御提案もあり、その場合にはより円滑にいろいろな取入れが前倒しでできるのではないかと議論もありました。

個別の論点に関してですが、まず、第1点目の産業連関表の取込みについては、水準や成長率の推計イメージを改めて確認する趣旨の質問がありました。やはりどうして大きく上方修正される可能性があるのかということは分かりやすく説明してほしいということだと思います。そうした背景や解釈をめぐって、産業連関表のSUT体系への移行も含めた基礎統計のカバレッジ拡大の影響や、コロナ禍の経済情勢が与える影響等の有無についてなど、多くの質問が寄せられたところです。

部会としては、基礎統計の所管省庁とも連携しつつ、できる範囲で対外的に説明していくよう、公表時に向けて準備していただきたいということで取りまとめております。基本的には説明責任をきちっと果たしてほしいという理解です。

2点目は住宅・土地統計の取込みについてです。特に大きな問題として議論があったのは、住宅・土地統計調査の動きと、CPIの家賃の動きが近年かなり乖離しているということで、大きな関心が寄せられたところです。令和5年の住宅・土地統計調査の取込みに当たってはどのようなふうにするべきか、スミージングなどの調整を行うべきかなどの議論もなされたところです。

しかしながら、部会の審議時間の中では議論が尽きなかったため、私、部会長の預かりとさせていただいて、後日、私の方で基礎統計の所管部局である総務省統計局等も交えて、改めて議論の場を設けることにさせていただいたところです。

その場においては、内閣府及び総務省統計局から、それぞれの所管に応じ、SNAでの持ち家の帰属家賃の扱いに関して、あるいは住宅・土地統計やそれ以外の住宅賃料に関連する複数の指標に関して、それぞれの動向や標本設計等の特徴について御説明いただいたところです。

御説明に基づいて議論した結果、まず、令和5年住宅・土地統計調査の家賃の上昇について、非木造と比較した場合の木造の伸びが非常に高いという特徴があったということが分かりました。それから都道府県別で見ると、かなりばらついているということもありました。そして、先ほど申し上げましたようにCPIの家賃の伸び率と大幅に乖離しているという特徴があり、そのような注意を要する点があるということで、御説明があった次第です。

それから、帰属家賃の単価の計算に関してです。現状では借りている人が幾ら家賃を払っているかという形で計算しているわけですが、実際に家を貸す立場に立ってみると、借手が見つからないという問題は発生し得るわけですし、実際、足元ではかなり空き家が顕著になっているわけですので、借手が見つからないような借家も対象として推計されるべきではないかという議論もあったところです。

より重要なのは、統計に関する不信や誤解を招かないことです。先ほど申し上げましたように、あくまでもこれまでどおりの方法で推計しているわけですが、結果的には大きく統計が修正される可能性があるわけです。そうした中で、標本規模の大きい構造統計調査の取込みについて、対外的に説得力のある対案を示しがたいというのは内閣府の主張で、それはそれで理解できますが、やはり丁寧な説明をしていく必要があるということだと思います。

今回の結論としては、ベンチマークとして令和5年住宅・土地統計調査を反映するというところでよいとは思いますが、その上でベンチマーク以降の家賃単価をどのように延長推計していくべきかという論点はなお残っていると思います。

また、内閣府において帰属家賃の単価に関する論点を踏まえた帰属家賃の概念・推計方法の整理に不断に取り組んでいって、今後、よりよい推計方法はないかということを検討していただくことを期待したいということです。

また、統計局においても、令和5年住宅・土地統計の家賃の上昇に関する論点、これはCPIの家賃とかなり大きな乖離をしているわけですが、今後も統計調査結果の丁寧な説明に努めていただきたいということです。

以上が取りまとめの内容になります。

なお、今後は、ベンチマークの令和5年住宅・土地統計調査以降の延長推計というのを国民経済計算でやっていかなければいけないわけですが、内閣府から、家賃の単価の延長推計方法に関しては、9月以降の部会においてあらかじめ新しい延長推計方法についてお示ししたい旨の申し出がありましたので、今後とも部会で議論していくということになった次第です。

それから次に、議題2のQE民間在庫変動の推計方法の改善についてです。資料6-2の1ページ目を御覧ください。四半期速報の民間在庫変動の推計方法に関しては、これまでも第IV期基本計画の下で、法人企業景気予測調査の活用を中心に、部会で議論を行ってまいりました。その大きな理由というのは、1次QEと2次QEの大きな改定の原因が、在庫変動の推計にあるからです。

それはそれで大きな課題です。ただ民間在庫変動の基礎統計には、これまでは2次QE

で法人企業統計を用いてきたわけですが、今回はそれ以外の統計を利用した原材料在庫変動・仕掛品在庫変動の推計方法の改善案について、内閣府から報告があった次第です。

具体的には、まず原材料在庫変動のうち原油・天然ガスに関しては、2ページ目に記載がありますように、現行は、1次QEではARIMAモデルにより推計を行い、2次QEから石油統計等を用いて推計を行っているところですが、1次QEについても石油統計等を用いた推計に変更する案というのが示されたところです。

また、仕掛品在庫変動に関しては、3ページ目に記載がありますように、2次QEにおいて法人企業統計を用いる石油製品について、1次QE、2次QEともに生産動態統計等を用いた推計に変更する案ということでした。

これらの新手法に関して、6ページ目で現行手法と比較する試算結果が示され、原材料在庫変動については、新手法の方がパフォーマンスがよいと。また、仕掛品在庫変動についてはおおむね同程度であるという旨の説明がありました。2次QEでしか法人企業統計が入手できないという大きな課題がありますので、パフォーマンスは現行と少なくとも同程度である仕掛品在庫変動も含めて、新手法により、基本統計のシームレス化が実現するということが確認されましたので、委員からは特に異論は示されず、内閣府の御提案どおり実施されるということで、こちらに関しては取りまとめられた次第です。

私からは以上、御報告とさせていただきます。

○樫委員長 福田先生、御説明ありがとうございました。

それでは、ただ今の御報告につきまして、何か御質問等あれば、よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

※ 上記、注)の理由で欠席された白塚委員より後日書面でコメントが提出され、内容は以下のとおり。

基準改定は、経済センサスが基礎統計として使えるようになったことの影響が大きい。これは、地道であるが基礎統計の着実な精度向上が重要であることを意味している。この点、住宅・土地統計調査については、調査結果の信頼度が揺らいでいる点は遺憾である。

○樫委員長 それでは、私の方からコメントさせていただきたいと思います。今回は2点の審議、第1は国民経済計算における2020年基準改定、それから第2点は、QE民間在庫変動の推計手法の改善、この2点の審議を行っていただきました。

まず、1点目の基準改定ですが、これは非常に国民からの注目度の高い、国民経済計算の基準改定ということで、ユーザーに分かりやすい情報提供、いわゆる説明責任という言葉が福田先生から何回かありましたが、これはやはり様々な側面で非常に重要なことと考えました。今後も部会を予定しているということで、部会での審議が公表に向けた情報提供、説明にも資することを期待したいと考えているところです。

2点目のQE民間在庫変動の推計手法の改善に関しては、法人企業統計以外の基礎統計の利用について審議して、内閣府から御提案があった方針のとおり実施するという結論に至ったとのことでした。今回の内閣府の改善の取組については評価するとともに、福田部会長からの御報告にもありましたように、法人企業景気予測調査の活用可能性の検証とい

う、これまでも部会で審議いただいていたこの重要なテーマがあると承知したところであり、そちらについても引き続き御審議、御検討をよろしくお願いしたいと存じます。

部会長の福田先生をはじめ、国民経済計算体系的整備部会に所属の先生、委員の皆様方、どうもありがとうございました。

本日用意しました議題は以上となります。本日の議事録は委員に確認いただいた上で、統計委員会運営規則第5条の規定に基づいて、議事録は委員会に報告するものとされているため、ホームページに公開の形に代えさせていただきます。

それでは、次回の委員会の日程につきまして、事務局から連絡をお願いいたします。

○谷本総務省統計委員会担当室長 ありがとうございました。次回の委員会につきまして、日程調整中ですので、日時、場所につきましては、別途御連絡いたします。

○樫委員長 それでは、以上をもちまして、第220回の統計委員会を終了したいと思います。引き続き、企画部会ですが、10分ほど休憩とさせていただきます。